港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（船舶交通の制限等） **第二十条の二**　法第三十八条第一項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十八条第五項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。 2・3　（略） 別表第二（第八条関係） （略） 青　森 第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一　新北防波堤東端から二百六十四度千四百メートルの地点 二　新北防波堤東端から三百四十度三十分千七百十五メートルの地点 三　新北防波堤東端から二百七十七度千九百三十メートルの地点 （削る） 四　新北防波堤東端から三百二十九度三十分千八百八十メートルの地点 （略）	（船舶交通の制限等） **第二十条の二**　法第三十八条第一項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十八条第四項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。 2・3　（略） 別表第二（第八条関係） （略） 青　森 第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　新北防波堤東端から二百六十四度千四百メートルの地点 二　新北防波堤東端から三百四十度三十分千七百十五メートルの地点 三　新北防波堤東端から二百七十七度千九百三十メートルの地点 四　新北防波堤東端から二百九十度千五百五十五メートルの地点 五　新北防波堤東端から三百二十九度三十分千八百八十メートルの地点 （略）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）		
青　森	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一　新北防波堤東端から二百六十四度千四百メートルの地点 二　新北防波堤東端から三百四十度三十分千七百十五メートルの地点 三　新北防波堤東端から二百七十七度千九百三十メートルの地点 （削る） 四　新北防波堤東端から三百二十九度三十分千八百八十メートルの地点	総トン数五百トン未満の船舶は、本航路によらないことができる。
（略）		

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
（略）					
千　葉					
	市原航路	（略）	（略）	（略）	（略）
	千葉灯標信号所	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）					

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）		
青　森	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　新北防波堤東端から二百六十四度千四百メートルの地点 二　新北防波堤東端から三百四十度三十分千七百十五メートルの地点 三　新北防波堤東端から二百七十七度千九百三十メートルの地点 四　新北防波堤東端から二百九十度千五百五十五メートルの地点 五　新北防波堤東端から三百二十九度三十分千八百八十メートルの地点	総トン数五百トン未満の船舶は、本航路によらないことができる。
（略）		

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
（略）					
千　葉					
	市原航路	（略）	（略）	（略）	（略）
	千葉灯標信号所	（略）	毎二秒に白色光一閃	（略）	入航船は、入航することができること。 長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止